

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第141号

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「第5条」を「第6条」に改め、「の各号」を削り、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同項第1号中「第4条第1号」を「第5条第1号」に改め、同項第2号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「第5条」を「第6条」に改め、同条第3項及び第4項中「第4条第1号」を「第5条第1号」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第2条第1項第1号中「第4条第1号」を「第5条第1号」に改め、同項第2号中「第4条第6号」を「第5条第6号」に改める。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第6条中「第9条」を「第10条」に、「管理受託者（条例第13条の規定に基づき会館の管理の委託を受けた団体をいう。）」を「指定管理者」に改める。

第7条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第5条」を「第6条」に改める。

第3号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第1条第4項の規定により行われた申請は、この規則による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条第4項の規定により行われた申請とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により交付された京都市障害者教養文化・体育会館利用証は、改正後の規則の規定により交付された京都市障害者教養文化・体育会館利用証とみなす。

(保健福祉局保健福祉部障害企画課)